

Q6-8.欠損金の繰越控除適用条件および期限について教えてください。

台湾では原則として課税所得額から繰越欠損金を控除することはできません。ただし、会社の会計帳簿が完備されており、かつ欠損が発生した年度および当該年度について、所得税法第 77 条における青色申告書を使用しているか、または会計士の税務監査を受け、期限内に申告されている場合には、当該繰越欠損金は 10 年間にわたり課税所得額から控除できます。